

警察署協議会会議録

行橋警察署協議会

開催年月日時	令和8年4月23日（木）午後4時00分から午後5時30分まで	
開催場所	行橋警察署大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警察署	署長、副署長、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、交通課長、警備課長、総務第二係長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>各委員にあつては、議題に関する事項、その他質問・意見等あれば、忌憚なくこれまで同様に挙手の上、発言をお願いします。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>本日の議事は、新たに着任した行橋警察署幹部（以下「署幹部」と称す。）を紹介するとともに、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課犯罪抑止対策室（以下「犯罪抑止対策室」と称す。）から同室長を招聘して防犯講話を実施する。</p> <p>なお、質疑応答の場では、忌憚のない御意見・御要望をいただきたい。</p> <p>【議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 署幹部紹介 ○ 防犯講話 <p style="padding-left: 2em;">犯罪抑止対策室から講師を招聘し、防犯講話を実施した。</p> <p>【質疑応答・委員意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員から「今月1日から自転車の交通反則通告制度が施行されたが、管内の自転車の取締り状況、課題とする違反態様とその対策及び広報等の取組について説明いただきたい。」旨の質問がなされ、交通課長から「自転車の取締りにあつては、本年に入り反則通告ではなく飲酒運転を数件検挙している。交通反則通告制度における自転車の違反態様は自動二輪車とほぼ同一であり、課題とする違反態様は、現在のところ把握はなく今後あれば適宜対応したい。広報を含む各種取組にあつては、本制度施行前から管内高校及び企業に対する周知活動を実施しており、今後も小・中学校への交通安全講話並びに大型商業施設での啓蒙活動を計画している。」旨回答した。 		

議 事 概 要

- 委員から「自転車の青切符適用とともに、車やバイクが自転車の右側を通行する方法についても定められたと聞いた。この通行方法について説明されたい。」旨の質問がなされ、交通課長から「車やバイクが自転車を追い越す場合は、十分な間隔と安全な速度が必要となる。間隔は概ね1.5メートル以上、速度は仮に自転車が時速10キロメートルであれば時速15キロメートル程度となる。さらに、黄色センターラインのはみ出し禁止区域であれば、右側部分にはみ出して追い越しはできないこととなる。」旨回答した。
- 委員から「管内には、通勤・通学により自転車交通量の多い地域が存在するが、自転車が安全に通行できるインフラ整備がなされていない現状がある。警察からも道路管理者に働きかけてもらいたい。」旨要望がなされ、署長から「道路における危険防止と交通の安全と円滑に資する交通インフラ整備は重要であることから、今後も道路管理者等との一層の情報共有を図りたい。」旨回答した。
- 委員から「自転車を運転しながら犬を散歩させる者を見かけるが、当該行為について交通安全のため指導されたい。」旨要望がなされ、交通課長から「承知した。」旨回答したところ、更に「小さな子供を自転車の前後に乗せ、保育園等に送迎している親を見かけるが、これは交通違反に該当するののか。」旨の質問がなされ、交通課長から「一定の要件等が存在するが、それらを満たせば該当する。」旨回答した。

【閉会】